議案第85号

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の設定について

次のとおり鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年２月13日

鳥取県知事　　片　山　善　博

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、特別職の職員（議会の議員及び教育長である教育委員会の委員を除く。以下「知事等」という。）の受ける給与並びに旅費及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

（知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員の給与）

第２条　知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

２　前項に規定する者の受ける給料の額は、別表第１に掲げるところによる。

３　第１項に規定する者の受ける通勤手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第３号。以下「一般職給与条例」という。）第３条第１項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員（第６条において「一般職の職員」という。）の例による額とする。

４　第１項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額の100分の145に相当する額に、６月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額に、６月１日又は12月１日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の４第２項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

５　第１項に規定する者の受ける退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

（病院事業管理者の給与）

第３条　病院事業の管理者の受ける給与については、一般職給与条例第３条第１項第１号に規定する行政職給料表の９級の職務にある者の例により知事が定める。

２　前項の規定にかかわらず、病院事業の管理者の受ける退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

（その他の知事等の給与）

第４条　前２条に規定する者を除くほか、別表第１に掲げる者の受ける給与は報酬とし、その額は、同表に掲げるところによる。

２　知事等（前２条及び前項に規定する者を除く。）の受ける給与は、報酬（その他の名称で、これに類する給与を含む。）とし、その額は、前項に規定する者との権衡を考慮し、予算の範囲内で知事が別に定める。この場合において、勤務の態様により特別の事情のあるも

のについては、月額又は年額とすることができる。

（知事による検討）

第５条　知事が知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度（以下「給与制度」という。）の改正の必要性について検討するときは、有識者による会議を開催し、その意見を聴くものとする。

２　前項の有識者による会議は、学識経験者又は県民のうち知事の指名に応じた者10人以内で構成する。

３　知事は、有識者による会議において聴いた意見の要点を適切な方法により公表するものとする。

４　前３項の規定による給与制度の改正の必要性の検討は、少なくとも２年ごとに行うものとする。

（給与の支給）

第６条　専門委員、附属機関の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人及びその他の知事等の給与の支給に関しては、知事が別に定める。

２　第２条第５項、第３条第２項及び前項に定めるもののほか、知事等の給与の支給に関しては、一般職の職員の例による。

（旅費）

第７条　知事等が公務のため旅行をするときは、旅費を支給する。

２　知事等に支給する旅費の額は、別表第２に定めるもののほか、職員の旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）第１条に規定する職員（次項において「一般職の職員」という。）の例による額とする。

３　前項に定めるもののほか、知事等の旅費の支給に関しては、一般職の職員の例による。

（費用弁償）

第８条　旅費のほか、知事等が職務を行うために要した費用は、弁償するものとする。

（委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成19年４月１日から施行する。

（特別職の職員の旅費等に関する条例等の廃止）

２　次に掲げる条例は、廃止する。

（１）　特別職の職員の旅費等に関する条例（昭和27年鳥取県条例第41号）

（２）　特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第97号）

（経過措置）

３　第２条及び第４条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き第１条に規定する知事等である者については、施行日の属する月の翌月の初日以降の給与について適用し、同日前の給与については、なお従前の例による。

４　第７条の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

5　特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年鳥取県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この項において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この項において「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下この項において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下この項において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条等を除く。以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条等を除く。以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
鳥取県議会議員の給与及び旅費等に関する条例 （趣旨） 第１条　この条例は、議会の議員の受ける給与及び旅費、応招旅費その他の費用弁償について必要な事項を定めるものとする。	特別職の職員の給与に関する条例 （この条例の目的及び適用範囲） 第１条　この条例は、別表に掲げる者及びその他の特別職の職員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与について定め

	ることを目的とする。
（給与及びその額） 第２条　略 ２　議会の議員の受ける報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１）　議長　月額930,000円 （２）　副議長　月額811,000円 （３）　議員（前２号に掲げる者を除く。）　月額757,000円 ３　略	（給与及びその額） 第２条　略 ２　議会の議員の受ける報酬の額は、別表に掲げるところによる。 ３　略 第３条　知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。 ２　知事等の受ける給料の額は、別表に掲げるところによる。 ３　知事等の受ける通勤手当の額は、一般職給与条例の適用を受

ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による額とする。

４　知事等の受ける期末手当の額は、給料月額の100分の145に相当する額に、６月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額に、６月１日又は12月１日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の４第２項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

５　知事等の受ける退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第４条　病院事業の管理者の受ける給与については、一般職給与条例第３条第１項第１号に規定する行政職給料表の９級の職務にある者の例により知事が定める。

２　前項の規定にかかわらず、病院事業の管理者の受ける退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で

定める。

第５条　前３条に規定する者を除くほか、別表に掲げる者の受ける給与は報酬とし、その額は、別表に掲げるところによる。

２　その他の特別職の職員（教育長である教育委員会の委員を除く。）の受ける給与は、報酬（その他の名称で、これに類する給与を含む。）とし、その額は、前項の者との権衡を考慮し、予算の範囲内で知事が別に定める。この場合において、勤務の態様により特別の事情のあるものについては、月額又は年額とすることができる。

（知事による検討）

第６条　知事が第２条及び第３条に掲げる者（常勤の監査委員を除く。）の報酬、給料及び手当の額その他これらの者の給与に関する制度（以下「給与制度」という。）の改正の必要性について検討するときは、有識者による会議を開催し、その意見を

	聴くものとする。 ２　前項の有識者による会議は、学識経験者又は県民のうち知事の指名に応じた者10人以内で構成する。 ３　知事は、有識者による会議において聴いた意見の要点を適切な方法により公表するものとする。 ４　前３項の規定による給与制度の改正の必要性の検討は、少なくとも２年ごとに行うものとする。
（議会による検討） 第３条　議会又はその議員が行う報酬及び手当の額その他の給与に関する制度の改正の必要性の検討について必要な事項は、議会が別に定める。	（議会による検討） 第７条　議会又はその議員が行う給与制度の改正の必要性の検討について必要な事項は、議会が別に定める。 （給与の支給） 第８条　専門委員、附属機関の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人及びその

	他の特別職の職員の給与の支給に関しては、知事が別に定める。
（給与の支給） 第４条　議会の議員の給与の支給に関しては、一般職給与条例第３条第１項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員の例による。	第９条　第３条第５項、第４条第２項及び前条に定めるもののほか、特別職の職員の給与の支給に関しては、一般職の職員の例による。
（旅費） 第５条　議会の議員が公務のため旅行（次条第１項に規定する旅行を除く。）をするときは、旅費を支給する。 ２　議会の議員に支給する旅費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１）　鉄道賃　旅客運賃及び急行料金、特別車両料金並びに座席指定料金による額 （２）　船賃　旅客運賃（旅客運賃の等級を３階級に区分する船	

舶又は旅客運賃の等級を２階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の旅客運賃）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による額

（３）　航空賃　現に支払った旅客運賃による額

（４）　車賃　現に支払った旅客運賃による額（自家用自動車を利用した場合にあっては、１キロメートル当たり16円により算定した額）

（５）　日当　県内以外の地域において旅行中の夜数（県内の地域におけるものを除く。）が１以上である旅行１日につき3,000円

（６）　宿泊料　次に掲げる宿泊先の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第14条で定める地域並びにこれらに準ずる地域で同令第15条で定めるもの　１夜につき14,800円

イ　アに掲げる地域以外の地域　１夜につき13,300円

（７）　食卓料　１夜につき3,000円

（８）　外国旅行（次号の旅行手当が支給される旅行を除く。）の旅費　国家公務員の外国旅行の例による額

（９）　旅行手当　職員の旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）第１条に規定する職員の例による額

（応招旅費）

第６条　議会の議員が招集に応じて次の各号のいずれかに該当する旅行をするときは、応招旅費を支給する。

（１）　議会、委員会、全員協議会その他議長が開催する会議（以下「議会等」という。）に出席するとき。

（２）　議会の会期中の議会等が開かれない日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第５号）第１条第１項に規定する休日を除く。）に議案調査等のために登庁するとき。

２　議会の議員に支給する応招旅費の額は、現に支払った旅客運

賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金の額並びに前条第２項第６号に定める宿泊料の額の合計額とする。ただし、自家用自動車を利用した場合は、当該路程に応じ１キロメートル当たり16円を加算するものとする。	
（費用弁償） 第７条　旅費及び応招旅費のほか、議会の議員が職務を行うため要した費用は、弁償するものとする。	
（旅費等の支給） 第８条　前３条に定めるもののほか、旅費、応招旅費及び費用弁償の支給に関し必要な事項は、議長が別に定める。	
（委任） 第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	（実施規定） 第10条　この条例の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表を削る。

（知事等の退職手当に関する条例の一部改正）

6　知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この項において「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項等を除く。以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（退職手当の支給） 第２条　略 ２　知事等の退職手当の支給は、当該知事等の任期ごとに行う。	（退職手当の支給） 第２条　略 ２　知事等が任期満了による退職後に当該退職に伴う選挙又は選任により再び当該知事等の職に就いたときは、前項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は支給しない。

３及び４　略	３及び４　略
（知事等の退職手当） 第３条　知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、知事等としての勤続期間に応じ、１月につき100分の30（常勤の監査委員にあっては100分の20）を乗じて得た額とする。	（知事等の退職手当） 第３条　知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、知事等としての勤続期間に応じ、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 （１）　知事　１月につき100分の70 （２）　副知事　１月につき100分の50 （３）　出納長　１月につき100分の35 （４）　病院事業の管理者　１月につき100分の35 （５）　常勤の監査委員　１月につき100分の20 （６）　教育長　１月につき100分の35
２　略	２　略
３　前項の規定による在職期間の計算は、知事等となった日から退職した日までの月数による。この場合において、１月に満た	３　前項の規定による在職期間の計算は、知事等となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

ない端数を生じたときは、１月とする。	４　知事等で第２条第２項の規定により退職手当の支給を受けることなく知事等となった者に係る前３項の規定の適用については、第１項の規定にかかわらず、前の知事等としての引き続いた在職期間は、後の知事等としての引き続いた在職期間に通算する。

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

７　教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（給与） 第２条　略	（給与） 第２条　略

２　教育長の給料の額は、月額79万円を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。	２　教育長の給料の額は、月額82万1,000円を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。
３　教育長の通勤手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和25年鳥取県条例第３号。以下「一般職給与条例」という。）第３条第１項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による額とする。	３　教育長の通勤手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和25年鳥取県条例第３号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による額とする。
４　略	４　略
（勤務時間、休日及び休暇） 第３条　教育長の勤務時間、休日及び休暇については、常勤の監査委員の例による。	（勤務時間、休日及び休暇） 第３条　教育長の勤務時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年12月鳥取県条例第35号）の規定を準用する。
（旅費） 第４条　教育長に支給する旅費については、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第　　号）の規	（旅費） 第４条　教育長に支給する旅費については、特別職の職員の旅費等に関する条例（昭和27年鳥取県条例第41号）の規定を準用

定を準用し、その額は教育委員会の委員の例による。	し、その額は教育委員会の委員の例による。

（鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例の一部改正）

8　鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例（平成18年鳥取県条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例（平成17年鳥取県条例第94号）及び<u>鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第　　号）附則第９項及び第10項の規定</u>は、県内で発生している人権侵害の事実等の調査確認、適切な人権救済の方法の検討等による内容の見直しに伴う改正その他の所要の措置を<u>講ずる</u>必要があるため、別に条例で定める日までの間、その施行を停止する。	鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例（平成17年鳥取県条例第94号）及び<u>特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第97号）</u>は、県内で発生している人権侵害の事実等の調査確認、適切な人権救済の方法の検討等による内容の見直しに伴う改正その他の所要の措置を<u>講じる</u>必要があるため、別に条例で定める日までの間、その施行を停止する。

（鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正）

9　鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第　　号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
別表第１（第２条、第４条関係）	別表第１（第２条、第４条関係）

改正後

区　　分	報酬又は給料の額
略	
附属機関（<u>鳥取県人権侵害救済推進委員会及び</u>鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員	１日につき　10,200円以内
鳥取県　委員長	月額　ただし、鳥取県人権侵害救済推

改正前

区　　分	報酬又は給料の額
略	
附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員	１日につき　10,200円以内

人権侵害救済推進委員会の委員		204,000円	進及び手続に関する条例（平成17年鳥取県条例第94号）第16条第１項若しくは第18条第１項から第３項までに規定する相談若しくは調査を行い、又は同条例第21条各号に掲げる措置を講じることを鳥取県人権侵害救済推進委員会から命ぜられた者にあっては、当該月額に当該相談若しくは調査を行い、又は当該措置を講じた日１日につき10,200円を加算した額
	委員	月額 167,000円	
略			

別表第２（第７条関係）

区分	鉄道賃	船賃	日当（１日につき）	宿泊料（１夜につき）			食卓料（１夜につき）
				甲地	乙地	丙地	

略			

別表第２（第７条関係）

区分	鉄道賃	船賃	日当（１日につき）	宿泊料（１夜につき）			食卓料（１夜につき）
				甲地	乙地	丙地	

				方	方	方	
略							
略	略						
病院事業の管理者							
鳥取県人権侵害救済推進委員会の委員							
略	略						
附属機関（鳥取県人権侵害救済推進委員会の委員を除く。）の委員その他の構成員							
略							

備考　略

				方	方	方	
略							
略	略						
病院事業の管理者							
略	略						
附属機関の委員その他の構成員							
略							

備考　略

（鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正）

10　鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（委員会の委員等の報酬の額の特例） 第５条　特例期間における知事等給与条例別表第１の左欄に掲げる者（知事等、常勤の監査委員、専門委員、附属機関（<u>鳥取県人権侵害救済推進委員会及び</u>鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長及び選挙立会人並びに審査分会長及び審査分会立会人を除く。）の報酬の額は、知事等給与条例第４条第１項の規定にかかわらず、同表の右欄に定める額から当該額に100分の３を乗じて得た額を減じた額とする。	（委員会の委員等の報酬の額の特例） 第５条　特例期間における知事等給与条例別表第１の左欄に掲げる者（知事等、常勤の監査委員、専門委員、附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長及び選挙立会人並びに審査分会長及び審査分会立会人を除く。）の報酬の額は、知事等給与条例第４条第１項の規定にかかわらず、同表の右欄に定める額から当該額に100分の３を乗じて得た額を減じた額とする。

（引き続き知事等である者の退職手当の特例）

11　施行日の前日から引き続き第６項の規定による改正前の知事等の退職手当に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第２条に掲げる職員である者が施行日後に退職した場合に支給する退職手当の額は、次に掲げる額の合計額（退職した日が施行日の属する月である場合には、第１号に掲げる額）とする。

（１）　施行日の属する月までの在職期間について、第６項の規定による改正後の知事等の退職手当に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第３条第３項の規定により算出した月数に応じ、施行日におけるその者の給料月額に、旧条例第３条第１項の規定による支給割合を乗じて得た額

（２）　その者が退職した日までの在職期間について新条例第３条第３項の規定により算出した月数から前号に掲げる月数を控除した月数に応じ、退職した日における給料月額に、同条第１項の規定による支給割合を乗じて得た額

別表第１（第２条、第４条関係）

区分	報酬又は給料の額
知事	月額　1,446,000円
副知事	月額　1,020,000円
出納長	月額　790,000円
委員長	月額　204,000円

教育委員会の委員	委員（教育長である者を除く。）		月額 167,000円
選挙管理委員会の委員	委員長		月額 153,000円
	委員		月額 122,000円
監査委員	常勤の監査委員		月額586,000円を超えない範囲内において知事が定める額
	非常勤の監査委員	議会の議員のうちから選任された監査委員	月額 95,000円
		識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額 244,000円
人事委員会の委員	委員長		月額 204,000円
	委員		月額 167,000円
労働委員会の委員	会長		月額 204,000円
	公益委員		月額 167,000円

	使用者委員及び労働者委員	月額	144,000円
収用委員会の委員	会長	月額	106,000円
	委員	月額	86,000円
海区漁業調整委員会の委員	会長	月額	54,000円
	委員	月額	47,000円
内水面漁場管理委員会の委員	会長	月額	47,000円
	委員	月額	42,000円
公安委員会の委員	委員長	月額	204,000円
	委員	月額	167,000円
専門委員		１日につき	16,000円以内
附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員		１日につき	10,200円以内
鳥取県男女共同参画推進員		月額	122,000円

選挙長、選挙分会長及び選挙立会人	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第１項に定める額
審査分会長及び審査分会立会人	最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第18条第２項の規定に基づき中央選挙管理会が定める額

別表第２（第７条関係）

区分	鉄道賃	船賃	日当（１日につき）	宿泊料（１夜につき）			食卓料（１夜につき）
				甲地方	乙地方	丙地方	
知事	旅客運賃及び急行料金、特別車両料金並びに座席指定料金	旅客運賃（旅客運賃の等級を３階級に区分する船舶（以下「３階級区分船舶」という。）又は旅客運賃の等級を２階級に区分する船舶（以下「２階級区分船舶」という。）による旅行の場合には、上級の旅客運賃）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金	円 3,000	円 14,800	円 13,300	円 11,700	円 3,000
副知事							
出納長							

教育委員会の委員	旅客運賃及び急行料金、特別車両料金（知事が別に定める旅行に係る場合に限る。）並びに座席指定料金	旅客運賃（３階級区分船舶による旅行の場合には中級の旅客運賃、２階級区分船舶による旅行の場合には下級の旅客運賃。ただし、知事が別に定める旅行の場合には、いずれも上級の旅客運賃）、寝台料金、特別船室料金（知事が別に定める旅行に係る場合に限る。）及び座席指定料金	円 2,600	円 13,100	円 11,800	円 10,200	円 2,600
選挙管理委員会の委員							
監査委員							
人事委員会の委員							
労働委員会の委員							
労働委員会のあっせん員							
収用委員会の委員							
海区漁業調整委員会の委員							
内水面漁場管理委員会の委員							
公安委員会の委員							
病院事業の管理者							
専門委員	旅客運賃及び	旅客運賃（３階級区分船舶による旅	円	円	円	円	円

附属機関の委員その他の構成員 選挙長 選挙分会長 審査分会長 選挙立会人 審査分会立会人 その他の特別職の職員	急行料金、特別車両料金（知事が別に定める旅行に係る場合に限る。）並びに座席指定料金	行の場合には中級の旅客運賃、２階級区分船舶による旅行の場合には下級の旅客運賃。ただし、知事が別に定める旅行の場合には、いずれも上級の旅客運賃）、寝台料金、特別船室料金（知事が別に定める旅行に係る場合に限る。）及び座席指定料金	2,200	10,900	9,800	8,200	2,200

備考　宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第14条で定める地域並びにこれらに準ずる地域で同令第15条で定めるものをいい、丙地方とは、鳥取県の区域を範囲とする地域をいい、乙地方とは、甲地方及び丙地方以外の地域をいう。この場合において、固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。